

軽自動車税について



平成28年度から軽自動車税の税率が次のように変更となります。

○原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車

車 両 区 分		平成27年度まで	平成28年度から	
	総排気量	定格出力	現行税率	新税率
原動機付自転車	50cc以下	0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	0.6kw超 0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	0.8kw超	1,600円	2,400円
	20cc超 (三輪以上)	0.25kw超 (三輪以上)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕車		1,600円	2,400円
	その他		4,700円	5,900円
軽二輪 (125cc超250cc以下)			2,400円	3,600円
小型二輪 (250cc超)			4,000円	6,000円

○軽三輪車、軽四輪車

車 両 区 分			現行税率※1	新税率※2	重課税率※3 (平成28年度～)
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

- ※1 平成27年3月31日までに初度登録された軽自動車は現行税率での課税となります。
- ※2 平成27年4月1日以降に初度登録された軽自動車は新税率での課税となります。
- ※3 平成28年度から、最初の新規検査から13年を超える軽自動車は重課税率が適用されます。お手元の自動車検査証の「初度検査年月」をご確認ください。平成28年度は平成14年以前に登録された車両が対象となります。
- ※4 平成27年4月1日～平成28年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、低排出ガスや燃費性能に優れた車両には、グリーン化特例による軽課税率が適用される場合があります。

問い合わせ

町民課 ☎ 893-1117
 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300
 本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112